●主催：稚内地方通年雇用促進協議会

平成31年度

企業向け経営支援セミナー

【講師紹介】
木田晶子行政書士事務所
代表行政書士
木田晶子（きだ あきこ）氏

～人材不足を補うための積極的な外国人雇用～

企業が知らなくてはいけない 在留制度の知識と実務

在留資格「特定技能」を持つ外国人の雇用は？
外国人の技能実習生の受け入れは？

講師プロフィール

北海道**稚内市**出身
北海学園大学法学部法律学科卒業（大学在学中に行政書士試験に合格する）広告代理店に勤務後、札幌市内の法律事務所に勤務。ワーキングホリデーで、カナダのバンクーバー市にて移民専門の法律事務所に勤務する。
平成17年9月行政書士登録・事務所を開業する。現在まで離婚相談、離婚公正証書作成支援や外国人のビザ、在留手続などを専門に活動する。

少子高齢化による人口減少に伴い、生産年齢の労働人口は減少しています。
各産業では慢性的な人材不足が課題となっており、近年は外国人の労働者を積極的に採用する企業が全国的に増加している状況であります。
労働市場のグローバル化が進むと、これからは外国人労働者の求職対応や雇用する機会が増えてくるものと予想されます。
外国人の雇用には在留資格の申請や変更等、企業には事前に知っておくべき法律知識や取り組むべき諸手続が必要となっています。

（1）開催日時及び場所

- **稚内会場：9月25日（水）14：00～16：00**
  稚内市ポートサービスセンター『多目的ホール』
- **枝幸町会場：9月26日（木）13：00～15：00**
  枝幸町中央コミュニティセンター『コミュニティサロン』

（2）講演内容

講師　木田晶子行政書士事務所・代表行政書士　木田晶子氏

・テーマ：**企業が知らなくてはいけない外国人の『在留制度の知識と実務』**

・内　容：
- 外国人の在留制度や在留資格の紹介
- 外国人を雇用する際の在留手続き面から知っておくべきポイント
- 外国人雇用に係る事務の留意点等々
  （事前に知っておくべき法令（改正入管法等）、事務処理、労務管理の実践）

申込み締切：9月20日（金）

お問い合せ先
事務所
稚内地方通年雇用促進協議会
〒097-0005 稚内市大黒3丁目4番30号
事務局
稚内市役所建設産業部水産商工課
電話（0162）73-3230 FAX（0162）73-3232

稚内地方通年雇用　検索

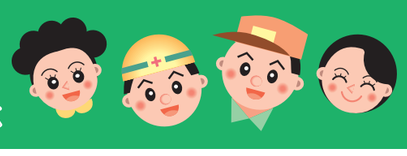

ホームページで協議会の各事業を紹介しています。ぜひご覧ください。